

令和6年度綾部市建設工事等指名競争入札参加資格審査申請について

令和5年12月
建設部監理課

令和6年度に綾部市が発注する建設工事等（上水道事業、下水道事業等を含む。）の指名競争入札参加資格審査申請について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。

1 受付期間等

区 分		有効期間	受 付 期 間 (土・日曜、祝日は除く)	提出方法
市内業者	建設工事	令和6年度 (1年)	令和6年2月1日(木) ～ 2月15日(木)	郵送等による送付 (2月15日(木)必着)
	測量・建設 コンサルタント等			
市外業者	建設工事	令和 6・7年度 (2年)	令和6年1月9日(火) ～ 1月31日(水)	郵送等による送付 (1月31日(水)必着)
	測量・建設 コンサルタント等			

* 「市内業者」とは、本社、本店等の主たる営業所を綾部市内に有する業者です。

2 申請案内・用紙

申請案内及び用紙は、綾部市ホームページからダウンロードして入手してください。入手できない方は、綾部市役所監理課で有償配布します。

綾部市ホームページ → <http://www.city.ayabe.lg.jp/>
産業・ビジネス>入札・契約>競争入札参加資格 をご覧ください。

3 注意事項

- (1) 申請書及び添付書類に故意に虚偽の記載をした場合、入札に参加できません。
- (2) 必要な書類が指定順に綴られているか、また、不要な書類が添付されていないか十分確認してください。両面コピー等の活用で省資源にご協力ください。
- (3) 証明書等の写しは、文字及び印影が鮮明なものを提出してください。
- (4) 受付期間に注意し、余裕を持って早目に申請してください。随時の受付はありません。
- (5) 物品、役務等の入札参加資格審査申請は受け付けていません。

4 電子入札について

入札の透明性・公平性の確保、競争性の向上、入札参加者の負担軽減、入札契約事務の効率化を目的に、電子入札を導入しています。

現在、綾部市の指名登録を受けている業者の皆様については、随時登録していただくことができますが、令和6年度に新規登録していただく業者の皆様については、令和6年の4月以降に利用者登録をしていただきますようお願いいたします。

電子入札を利用するには、電子入札用のICカード等を用意して、京都府電子入札システムを開き、画面の調達機関から「綾部市」を選択し、利用者登録をしていただく必要があります。すでに京都府の電子入札を利用されている場合でも、「京都府」の利用者登録とは別に、「綾部市」への利用者登録が必要となります。

利用者登録については、京都府ホームページで掲載されている「はじめて電子入札を利用される方へ」をご覧ください。

京都府ホームページ → <http://www.pref.kyoto.jp/ebid/1291085384181.html>

5 提出について

提出書類 別紙提出書類の一覧表に記載

提出部数 1部

体裁 クリアファイル（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、受領書および返信用封筒は綴じ込まずに添付してください。

提出方法 郵送等による送付を原則とします。

必ず申請期間の期限までに到着するよう送付してください。期限を過ぎてから到着した申請は受理できません。

提出先 〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課

6 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

TEL：0773-42-4276（直通）

FAX：0773-42-4406（総務課向け）

E-Mail：kanri@city.ayabe.lg.jp

【 建設工事 】

申請に当たって

綾部市が発注する建設工事の指名競争入札に参加するためには、「綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査」を受けていただくこととなります。

綾部市では、建設工事の指名競争入札に参加するのに必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法について、昭和40年綾部市告示第49号で告示しています。

「綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査」を希望される方は、次の事項に十分留意いただき申請してください。

1 指名競争入札に参加することができる方

建設工事の指名競争入札に参加できるのは、次のいずれにも該当しない方です。

- (1) 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 建設工事入札参加資格審査申請書を提出するときに国税及び市税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 建設業法第27条の23第1項の規定による建設業者の経営に関する事項の審査を受けていない者
- (6) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していない者（適用除外の者を除く。）

※ 建設業法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、令和4年7月1日以降を審査基準日とし、2年又は3年平均の完成工事高があるものを審査対象とします。経営事項審査結果通知書は、総合評定値P点を取得されたものに限ります。（総合評定値P点を取得していても、平均完成工事高がない業種は登録できません）

2 申請受付期間等

市内業者	令和6年2月1日（木）～令和6年2月15日（木）	郵送等による送付
市外業者	令和6年1月9日（火）～令和6年1月31日（水）	郵送等による送付

市内業者は令和6年2月15日（木）必着、市外業者は令和6年1月31日（水）必着です。

3 提出先、問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（綾部市役所 本庁東3階）

TEL：0773-42-4276（直通）

4 参加資格の有効期間

市内業者	資格審査の結果を通知した日の翌日から令和7年3月31日まで。
市外業者	令和6・7年度の2ヵ年。資格審査の結果は通知しません。

市内業者用

5 提出書類及び部数

提出書類		様式等	部数	備考
①	建設工事入札参加資格審査申請書	市 第1号様式	1	※1
②	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し	(都道府県等)	1	最新のもの。
③	(法人の場合)登記簿謄本	(法務局)	1	令和5年11月1日以降のもの。 写しでも可。
	(個人の場合)代表者の身分証明書	(本籍地の市町村)		
④	営業所一覧表	市 第2号様式	1	
⑤	工事経歴書	市 第3号様式	1	直前1年度分。 経審申請時の写しでも可。
⑥	納税証明書 [国税]	(法人の場合) 法人税・消費税	1	令和5年11月1日以降のもの。 写しでも可。 免税業者、非課税業者にも発行されます。電子納税証明書でも可。 ※2
		(個人の場合) 所得税・消費税		
	市税納税証明書	市 第4号様式	1	令和6年1月5日以降のもの。 個人事業主は令和6年2月1日以降のもの。原本提出。 ※3
⑦	技術職員名簿	市 第5号様式 経審申請時の写し	各 1	両方提出してください。 ※4
⑧	現場代理人名簿	市 第6号様式	1	※5
⑨	課税・免税事業者届	市	1	※6
⑩	特例浄化槽工事業者届出書の写し	(京都府)	1	該当者のみ。 ※7
⑪	浄化槽設備士証又は免状の写し		1	
⑫	除雪・水道修繕等委託契約書の写し		1	国道・府道除雪を含む。 ※8
⑬	消防団協力事業所表示証の写し	市	各 1	該当者のみ。 「建設工事入札参加業者等級格付基準」に定めるもの。 ※9
	奉仕活動実施報告書	別紙3		
	雇用状況申告書	別紙4, 5, 6		
⑭	令和6年度建設工事入札参加業者等級格付基準業者登録カード	別紙7-1 別紙7-2	1	※10
⑮	誓約書	市	1	
⑯	経営事項審査結果通知書の写し		1	令和4年7月1日以降のもの。
⑰	振込先確認書	市	1	
⑱	受領書	市	1	切手貼付の返信用封筒を同封してください

【留意事項等】

- ※1 「備考」欄に、営業所専任技術者の氏名を記入してください。
- ※2 ⑥「納税証明書[国税]」はオンライン（e-Tax）で請求・受取ができます。納税証明書（電子交付用）のPDF形式を選択した場合、オンライン（e-Tax）でダウンロードしたデータを印刷してください（期間内であれば何枚でも印刷できます）。
- 「納税証明書[国税]」を電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○会社」とし、書類提出の前日までに kanri@city.ayabe.lg.jp へEメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート（その3）」（電子納税証明書を印刷したもの）を添付してください。
- ※3 ⑥「市税納税証明書」については、法人の場合は令和6年1月5日以降に取得してください。それ以前の日付の証明書は、納付期限の都合上、未納の場合でも納税証明書が発行されるため、有効な市税納税証明書とみなしません。
- また、個人事業者が請求される場合は、令和6年2月1日以降に取得してください。1月31日以前に申請される場合は、令和5年度の最終の納期（市府民税第4期分）の領収書を持参のうえ市役所市民・国保課窓口で申請してください。
- ※4 ⑦「技術職員名簿」は、令和6年度に配置可能な技術者について記入してください。
- また、市の様式第5号と併せて経審申請時の写しを提出してください。なお、市の様式第5号には、技術者の全資格を記載してください。
- 技術職員名簿の有資格区分コードに従い、建設業法等による資格を有する職員については、技術者の資格を証する書類（**検定合格証明書の写し等**）を、監理技術者資格を有する職員については、**監理技術者資格者証（表裏両面）**を必ず添付してください。また、解体工事業において、技術検定に係る資格を有する職員のうち、平成27年度までの合格者については、解体工事に関する実務経験1年以上を証する書類又は登録解体工事講習の受講の証明書類を添付してください。
- 技術職員を新規登録する場合は、常用雇用を確認するため、健康保険被保険者証の写し、雇用保険被保険者証の写し、被保険者標準報酬決定通知書の写しを提出してください。これらの書類が提出できない場合は、京都府の経営事項審査の手引きを参考に書類準備をしてください。なお、経審の名簿に記載されている場合、書類提出は不要です。
- ※5 ⑧「現場代理人名簿」は、令和6年度に配置可能な方を記載してください。現場代理人については、技術資格の必要はありませんが、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方であればなりません。
- 現場代理人を新規登録する場合は、常用雇用を確認するため、上記に記載の技術職員と同様の書類を提出してください。
- ※6 ⑨「課税・免税事業者届」は、令和6年4月1日を含む営業年度を課税期間とし、課税か免税かを明記してください。
- ※7 特定地域生活排水処理事業の浄化槽工事にかかる指名競争入札に参加を希望される特例浄化槽工事業者の方は添付してください。（⑩「特例浄化槽工事業者届出」は、府土木事務所の受付印があるもので、変更届出書を含め最新の写しを提出してください。）
- ※8 国、京都府、綾部市と令和5年度の除雪や融雪剤散布等に係る委託契約を締結されている方は、契約書の写しを提出してください。
- 綾部市の水道修繕等に係る令和5年度の緊急当番業者の方は、「水道修繕等業務委託契約書」の写しを提出してください。
- ※9 「建設工事入札参加業者等級格付基準」に定める「地域貢献活動・雇用促進」の認定要件に必要な書類を提出してください。

【地域貢献活動】

- ・綾部市消防団協力事業所としての認定…「消防団協力事業所表示証」の写し。
- ・奉仕活動…別紙3「奉仕活動実施報告書」および添付書類（活動内容が客観的に判断できる資料。活動案内や当日の資料、写真、感謝状、礼状、表彰状、新聞記事など。）

【雇用促進】

- ・女性技術者の雇用…別紙4「女性技術者雇用状況申告書」（資格者証又は経営事項審査技術職員名簿において確認できること。常勤性・雇用関係等についても別途確認できること。）
- ・若年技術者の雇用…別紙5「若年技術者雇用状況申告書」（資格者証又は経営事項審査技術職員名簿において確認できること。常勤性・雇用関係等についても別途確認できること。）
- ・障害者の雇用…別紙6「障害者雇用状況申告書」障害者であることを証明する書類の提出は不要とします。（ただし、申請内容に確認の必要があると認めた場合には、提出を求める場合があります。）

※10 等級格付基準の総合評点の提出にご協力をお願いします。登録業種ごとに総合評点を記入してください。

6 申請書類の提出方法

表5の①～⑱を番号順にし、クリアファイル（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、⑱～⑳は綴じずに、添付してください。

7 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- （1）商号又は名称
- （2）代表者氏名
- （3）住所
- （4）業種及び等級
- （5）総合評点（市内業者のみ）

資格審査申請書の変更届について

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届（市様式）に変更事項を証明できる書類を添えて、**必ず届出**をしてください。

- （1）商号又は名称
- （2）営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- （3）法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- （4）個人である場合は、その者の氏名
- （5）許可を受けている建設業の種類、許可番号及び許可年月日、営業所専任技術者
- （6）技術者名簿及び現場代理人名簿

また、経営事項審査の有効期限は基準日から1年7ヶ月間となっていますので、新たに経営事項審査を受けた場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを届出してください。

経営事項審査を受けず、有効期限が過ぎた場合は指名等を行うことができません。

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届
からダウンロードしてください。

<http://www.city.ayabe.lg.jp/kanri/sangyo/nyusatsu/sankashikaku/henko.html>

市外業者用

5 提出書類及び部数

提出書類		様式等	部数	備考	
①	建設工事入札参加資格審査申請書	市 第1号様式	1		
②	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し	(都道府県等)	1	最新のもの。	
③	(法人の場合)登記簿謄本	(法務局)	1	令和5年10月1日以降のもの。 写しでも可。	
	(個人の場合)代表者の身分証明書	(本籍地の市町村)	1		
④	営業所一覧表	市 第2号様式	1	準じた様式でも可。	
⑤	工事経歴書	市 第3号様式	1	経審申請時の写しでも可。 直前2年の営業年度分。	
⑥	納税証明書 [国税]	(法人の場合) 法人税・消費税	(税務署： 書式その3の3)	1	令和5年10月1日以降のもの。 写しでも可。 電子納税証明書でも可。 ※1
		(個人の場合) 所得税・消費税	(税務署： 書式その3の2)		
	市税納税証明書	市 第4号様式	1	綾部市に納税義務がある場合のみ。	
⑦	技術職員名簿		1	経審申請時の写し。	
⑧	経営事項審査結果通知書の写し	(A4サイズ)	1	令和4年7月1日以降のもの。	
⑨	特例浄化槽工事業者届出書の写し	(京都府)	1	該当者のみ。 ※2	
⑩	浄化槽設備士証又は免状の写し				
⑪	委任状	市	1	該当者のみ。	
⑫	誓約書	市	1		
⑬	受領書	市	1	希望者のみ。 切手貼付の返信用封筒を同封してください。	

【留意事項等】

※1 ⑥「納税証明書[国税]」はオンライン(e-Tax)で請求・受取ができます。納税証明書(電子交付用)のPDF形式を選択した場合、オンライン(e-Tax)でダウンロードしたデータを印刷してください(期間内であれば何枚でも印刷できます)。

「納税証明書[国税]」を電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○会社」とし、書類提出の前日までに kanri@city.ayabe.lg.jp へEメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート(その3)」(電子納税証明書を印刷したもの)を添付してください。

※2 特定地域生活排水処理事業の浄化槽工事にかかる指名競争入札に参加を希望される特例浄化槽工事業者の方は添付してください。(⑨「特例浄化槽工事業者届出書」は、府土木事務所の受付印があるもので、変更届出書を含め最新の写しを提出してください。)

6 申請書類の提出方法

表5の①～⑫を番号順にし、クリアファイル（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。⑬は綴じずに添付してください。

7 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 業種

資格審査申請書の変更届について

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届に変更事項を証明できる書類を添えて、**必ず届出**をしてください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 委任行為のある場合は受任者の氏名
- (6) 許可を受けている建設業の種類、許可番号及び許可年月日

また、新たに経営事項審査を受けた場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを届出してください。

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、

綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届からダウンロードしてください。

<http://www.city.ayabe.lg.jp/kanri/sangyo/nyusatsu/sankashikaku/henko.html>